

# 第6回モニタリング会合宿題事項等への対応

項番	概要	内容	対応・回答
1	電子保安基準適合証との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OBD検査対象車が、OBD検査未実施の状態でも、保安基準適合証の交付、車検証の更新ができてしまう。</li> <li>● <u>OBD検査未実施のまま、保安基準適合証の交付等ができないように、システム側で対策をしていただきたい。</u> (第1回モニタリング会合課題 項番21関係) 【日整連／自工会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度中の連携を予定しており、引き続き、詳細な仕様等について、(一社)日本自動車整備振興会連合会と調整中です。</li> <li>● <u>次回モニタリング会合において、具体的な運用や整備事業者に求められる対応等について報告します。</u> 【事務局】</li> </ul>
2	検査用スキャンツール認定取消時の対応策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>検査用スキャンツールが認定を外れた場合について、DTC照会アプリの非認定メッセージ送出しに3週間程度かかるとのことだが、指定工場が気づかずに検査してしまう可能性もあるため、メール送信など、なるべくリアルタイムに近い形での周知を検討していただきたい。</u></li> <li>● <u>周知前に指定工場が当該スキャンツールでOBD検査を実施した場合について、当該工場には非がないため行政処分の対象としないほしい。</u></li> <li>● <u>新しい検査用スキャンツールがすぐに入手できないことも考えられるため、一定期間、特例措置を設けることも検討してほしい。</u> (第3回モニタリング会合における議論) 【日整連】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例措置の適用に関する関係者への意見照会等を踏まえ、<u>検査用スキャンツールの型式認定が取り消される際の周知などの流れについて、特例措置の適用や行政処分の取扱いも含め、関係者で議論します。</u> 【事務局】</li> </ul>
3	後付け装置の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>OBD検査ができなくなるような後付け装置について、車検で取り外した後に再度取り付けてよいか、指定整備事業者では判断が難しい。</u></li> <li>● <u>このような後付け装置の取付可否について判断を示してほしい。</u> (第6回モニタリング会合課題 項番4関係) 【日整連】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保安基準不適合となるような後付け装置については、車検後に取り付けてはいけません。</li> <li>● 一方で、<u>OBD検査ができなくなる後付け装置については、一概に保安基準の適合性を判断できないことから、このような装置の製作者において、適合性を判断する必要があると認識しています。</u> 【事務局】</li> </ul>